

仕様書

1 委託業務名

「江津湖花火大会 2026」シャトルバス輸送計画及び運行管理・運営等業務委託

2 目的

花火大会における公共交通機関の利用促進の観点から、既存の輸送手段に加え、臨時シャトルバスを運行することで、一般車両の抑制及び周辺地域の渋滞緩和を図るとともに、より多くの観客を安全かつ円滑に輸送することを目的とする。

3 業務実施場所

熊本市水前寺江津湖公園広木地区 他

4 江津湖花火大会概要

- (1) 大会名称 江津湖花火大会 2026
- (2) 主催 江津湖花火大会実行委員会・熊本市
- (3) 開催日時 令和8年(2026年)8月29日(土)
※荒天の場合、翌8月30日(日)に順延
時間：19：15～1時間程度の花火打上を予定
- (4) 会場 熊本市水前寺江津湖公園 広木地区
- (5) 打上場所 熊本市水前寺江津湖公園 広木地区陸地内
- (6) 打上発数 10,000発程度
- (7) 観覧者予測数 15万人

5 契約期間 契約日～令和8年(2026年)9月30日(水)

6 運行期日 令和8年(2026年)8月29日(土)

※荒天により順延の場合は、翌8月30日(日)に運行すること。

7 発着場(乗車場)及び待機場、運行時間(予定)

経路名	発着場(乗車場)		待機場	運行時間
	会場外域	会場周辺		
A (往復)	桜の馬場城彩苑前	動植物園西口バス停	城彩苑前：城彩苑駐車場 動植物園西口：熊本運輸支局	(往路) 15：30～19：30 (復路)
B (往復)	熊本駅新幹線口	嘉島町総合運動公園	熊本駅：春日小学校 嘉島：嘉島町総合運動公園	
C (復)	熊本市役所	健軍電停北側	健軍電停北側：熊本運輸支局	20：00～23：00

※A経路については、復路のみ新水前寺駅で途中下車可とする。

※C経路は復路のみの運行であり、健軍電停北側から発車し、新水前寺駅を經由（途中下車可）し、熊本市役所前着とする。

※その他発着場及び時間等は、今後、県警等関係機関との協議により変更となる場合がある。

8 業務内容

(1) シャトルバス計画策定業務（A・B・C経路に係るもの）

来場者の利便性向上を図るため、下記①から⑤に記載のシャトルバス計画を策定する。

- ①各経路におけるシャトルバス乗車場までの誘導動線の設定
- ②案内・誘導サイン計画及び運行管理体制計画の作成（会場外域側及び会場周辺側）
- ③輸送ルートの設定
- ④時刻表の作成
- ⑤運行マニュアルの作成

※シャトルバス計画や運行管理のマニュアル等の作成にあたっては、あらかじめ事務局に案を提示し、了承を得ること。

(2) シャトルバス運行業務

(1)で策定した計画に基づき、下記①から③を含むシャトルバス管理・計画の実施及び発着場と会場周辺間のシャトルバスを運行する。（運行時間については、「7」に記載のとおり）

- ①シャトルバス計画に基づく、大会当日までの各バス事業者等との調整及び当日運行するシャトルバス55台（予備3台含む）と福祉タクシー2台の調達
※シャトルバス仮押さえに伴うキャンセル料も契約額に含むものとする。

（バス事業者ごとの台数を明確にすること）

- ②運行中の乗車状況の報告（シャトルバス利用者のカウント含む）
- ③その他、シャトルバス運行に関して必要な業務

(3) シャトルバス運行管理、警備誘導業務

(1)で策定した運行管理体制計画に基づく運営のため、下記①から⑤に記載の運行管理、車両・利用者の誘導及び必要な備品を用意する。

①運行管理業務

※各シャトルバスが運行した経路、所要時間を把握し、運行実績を報告すること。

②車両の安全誘導業務

③利用者の安全誘導・案内業務（別表1）

※車椅子、ベビーカー等利用者の申し出があった場合の乗降の介助を含む。

④案内・誘導サイン作成、設置、撤去業務（別表2）

⑤備品等経費（事務用品、誘導棒、無線機等）（別表2）

(4) 利用申込み受付業務

シャトルバス利用者について、インターネット上に事前申込みフォームを用意するとともに、申込者に対し、事前に予約確認書を発行する。

また、シャトルバスの利用状況に応じて、予約確認書を有していない来場者が当日

利用を希望した際の対応を行うこととする。

①事前利用申込み、予約確認書の発行等の対応

②当日の利用対応

※受益者がインターネット上の申込フォームを利用する際の支払手数料も契約額に含めること。

(5) 受益者負担金徴収業務

受益者負担金を徴収すること。また、受益者負担金の単価については、委託者と協議のうえ決定すること。なお、徴収に必要なテントや備品等については、受託者側で準備すること。

※シャトルバス利用代・駐車場整備協力金徴収については、事前に受託者側において熊本運輸支局側から承諾が得られる手法により実施すること。

※徴収した受益者負担金については、後日、当実行委員会事務局が指定する口座に振り込むこと。

9 成果品の納入

業務終了後、「業務完了報告書」を電子データ（CD-ROM等）と紙媒体（A4版簡易製本1部）で提出すること。業務完了報告書の内容は以下の項目を必ず盛り込むこととする。

(1) シャトルバス運行マニュアル ※シャトルバス運行計画含む

(2) シャトルバス運行体制図

(3) 各発着場における人員・設営物等一覧

(4) シャトルバス運行実績

①各便の利用者数及び30分ごとの運行本数

※各便の発着場（乗車場）間の所要時間も記載すること。

②記録用写真

10 協議・打ち合わせ等

(1) 受託者は、委託者の求めに応じ、適宜、報告・連絡及び打合せを行うこと。

(2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況等について説明を求められた時は、速やかに対応すること。

(3) 委託者が、花火大会を中止した場合、契約金額の総額の範囲内で、委託者と受託者が協議して取り決めた金額を支払うものとする。

(4) 各関係機関との協議をふまえ、発着場等（待機場・駐車場含む）の変更・見直し等が発生した場合は、その都度、委託者及び受託者で協議して対応を決定するものとする。

(5) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者及び受託者で協議して対応を決定するものとする。

11 損害賠償

(1) 本委託業務に起因する損害又は傷害に対する賠償は、受託者がその責を負うこと。ただし、受託者の責によらないものはこの限りではない。

(2) 任意保険、その他必要な保険などについては受託者が加入するものとする。

1.2 著作権

- (1) 本委託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、委託者に引き渡した時点で、委託者に帰属するものとし、受託者は著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。
- (2) 受託者は、成果品に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- (3) 委託者に組織改正等による変更があった場合には、著作権は変更後の組織に、組織の解散があった場合には委託者に帰属するものとする。
- (4) 他の個人・企業等の著作にかかる文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。

1.3 委託内容の秘密厳守及び関係書類等の処置

受託者は、業務に係る内容が漏えいすることのないよう十分注意するとともに、データの管理体制について万全の措置を講ずること。

1.4 秘密の保持

- (1) 受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領又はその他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。
- (2) 受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか若しくは公知の事実となったもの又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。
- (3) 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

1.5 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 上記の「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。
- (3) 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下、「協力会社」という。）が熊本市の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (4) 受託者は、前項の業務を再委託する場合は、協力会社の業務執行体制、経歴等の概

要を委託者に提出しなければならない。

- (5) 受託者は再委託を許可された場合は、再委託先に対して、受託者が遵守する義務を負う秘密保持に関する責務と同様の責務を課すこと。

16 その他

- (1) 受託者は、本仕様書、業務委託契約書及び関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行すること。
- (2) 本仕様書に基づく業務を行うにあたり必要な備品、通信費、交通費等の諸経費は受託者の負担とする。
- (3) 本業務の実施にあたり公有地又は私有地に立ち入る場合において、当該土地所有者等の承諾が必要なときは、委託者が当該所有者の承諾を得るものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。
- (4) 本業務の実施により、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (5) 受託者は、本件業務の趣旨を十分理解し、業務を進めること。
- (6) B経路については現在、熊本駅新幹線口駅前広場改修工事が行われている。工事の進捗状況等により経路の変更となる可能性がある。そのため、改修工事の進捗状況や警察、その他関係者との協議結果等により、駅周辺の隣接場所に変更する可能性がある。その際、委託者と受託者の両方で協議のうえ決定するものとする。なお変更内容については、変更が生じた場合においても、当該対応は本業務に内包されたものとして取り扱い、入札金額の範囲内で対応するものとする。

